

第1日目(3月5日)

議長(松原良道君) ただいまから平成19年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、上村一郎君より葬儀のため午前10時から12時まで中退の届けがでておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号21番・和田英夫君及び議席番号22番・笠原喜一郎君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る2月27日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおりと決定いたします。つきましては、本定例会の会期は本日3月5日から3月22日までの18日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日3月5日から3月22日までの18日間と決定いたしました。

議長 ここで、牧野 晶君より発言を求められておりますのでこれを許します。

牧野 晶君
.
.
.
.
.
.
.
.
.

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。

市長 (施政方針及び行政報告を行う。)

議長 以上で市長施政方針及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第1号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・若井達男君の報告を求めます。

若井議会運営委員長 おはようございます。それではさっそくですが、議会運営委員会の報告を行います。12月定例会において当委員会に付託された継続調査の事件につきまし

て、次のとおり2回の議会運営委員会を開催し調査を行っております。それぞれ2回とも大変深く関連のある条例等がございましたが、それぞれの各会派で事前にたいへん勉強会を開催されておりまして、議運につきましてはスムーズな議事進行が行われたというふうにご感じのところでございます。

そんなことで第1回目でございます。調査事項、調査状況、調査内容というふうにご書かれておりますが、これらの順にしたがって報告いたします。

1としまして、地方自治法改正及び部制条例制定に伴う例規の改正についてということで、(1)(2)というふうに分かれております。そしてこの(1)の地方自治法改正関係につきましては当日、大きく分けまして4件について審議がされております。

そのうちの1つとしまして、常任委員会の所属制限の撤廃というものが自治法で改正されております。これらについてどのように取り扱うかというようなことで、審議を行った結果、複数常任委員会制は採用しないということに決定をいたしました。これは賛成多数ということでございます。

また、2番目として議長による常任委員の選任という案件でございますが、これは議長権限とするということで全会一致をもって決まっております。

3番目としまして委員会の議案提出権ということで審議を行いましたが、委員会に議案提出権を付与するというごことで、これも全会一致をもって決定されております。

4番目でございます。条例関係とちょっとはずれるわけですが、やはりこれらも自治法の改正に基づいて会議録を電算化できるというようなことになっているわけですが、これらは意見がそれぞれ分かれるところでありました。やはりこの内容につきましては個人情報保護法またセキュリティーの問題、認証の問題等がまだまだきちんと整理されていないというような状況のもとなものですから、これは必要な時期をもって取り入れるというふうにご決定しております。

つづきまして大きい2ですが、委員会付託案件の見直しについてということでございます。これは昨年より特別会計の予算、決算については委員会付託ということが決定されてきていたわけですが、12月、議運の中にも話が若干出まして、特別会計の中の補正予算については本会議の審議で一括審議でどうだという意見等がありまして、これらも冒頭申し上げましたように各会派でそれぞれ検討されてきておりました結果ですが、この補正予算については本会議で一括審議するというごことで賛成多数で決定しております。

その他の件でございますが、事務局の庶務規定についてということですが、これは局長よりの報告に終わっております。

調査の状況ですがここに記してあるとおり、2月6日、委員全員10名の出席のもとに行われました。調査の内容はここに記してあるとおりでございます。

つづきまして第2回目になります。第2回目は2月27日、平成19年3月南魚沼市議会定例会の運営についてからということで、調査事項にありますように1から4というようなごことで調査を行っております。調査状況、調査内容はここに記してあるとおりでございます。

1の平成19年3月定例議会についてということですが、その(1)としまして先ほど申し上げましたように、特別会計の補正予算の取り扱いがございました。先の2月6日の議運ではこの点について確認がされてはいなかったわけですが、議運において本会議に一括審議することができるということになっておりまして、それらに基づいた結果、当3月議会から補正予算については本会議で一括審議を行うということに決定をみました。

会期及び議事日程については先ほど議長の報告のとおりでございます。

(3)当初予算審議の進め方及び一般会計当初予算審議時の説明員の出席範囲についてということですが、これは私どもが18年度におきましては決算審議を行っております。その決算審議にならった方向で行うということですので局長より説明があったわけですが、説明のとおり決定しております。

(4)請願及び陳情の取り扱いについて。これも先ほど議長が申したとおりそれぞれ付託されております。

意見書の取り扱いについて。これらにつきましては意見書の賛成者を募ってこのあと予定されております16日の議会運営委員会で取り扱いを行うというふうになっております。

大きい2としまして条例、規則等の一部改正についてでございますが、これも先ほど申し上げましたように条例自治法改正にともなう条例によりまして、1つとして部制移行による委員会条例の一部改正ということでございます。これはそれぞれ所管の常任委員会をどのようなかたちで取り扱うというようなことですが、特にこの場で決定をみたものが、市民総務部に置かれている会計課を総務部に置くということ。あわせて固定資産評価審査委員会も同じ取り扱いにするというようなことで決定をしております。

あと、政務調査費に関する一部改正ということですが。これらは一言に申し上げますと私ども議会では当初より領収書の添付、報告書等は正確に行ってきたわけですが、条例で明文化されていなかったのをこれらを一部改正ということで、きちんと明文化するというように決定をしております。

あと会議規則の一部改正でございます。これは先ほど申し上げました委員会の議案提出権についての一部条例改正でございます。この条例改正につきましてはこれらもこのあとの16日の議会運営委員会で賛成者提出者を募った中で、本議会中に発議として審議されるようになってくると思っております。

調査の状況、調査の内容は記されているとおりでございます。以上でございます。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

牧野 晶君 政務調査費についてですけれども、もうちょっと詳しく。こういう質疑、意見があったかちょっとお聞かせいただきたいのですが。政務調査費は、原則、情報公開条例によって領収書は公開していくというふうな考えのもとにあると思うのですが、情報公開条例は1,000円だったと思うのですけれども、お金を払って公開していくわけですね。そうではなくてもっと気軽にオープンに見てもらえるように、県内では要は請求があったら情報公開条例を使わなくてもオープンにしていくという考えの自治体もあるようですので、

そっちのほうの議論があったかどうかについて答弁いただければと思います。

若井議会運営委員長 お答えいたします。牧野議員のおっしゃるようなそういう細部にまでの質疑はございませんでしたが、やはりきちんとした政務調査費を使って政務調査を行ってくるものですから、ただ領収書にとられることなく報告書そういったものはそれぞれ各議員の方に これは今まで議長の方に提出というかたちになっているわけですが それらはきちんと議員の方に配付をされて、所管の政務調査に係わらず広く把握しておくことがやはり議員の務めではないかという、そのような意見はございました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に総務文教委員長・種村充夫君の報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会の調査報告をさせていただきます。調査事項につきましては、1ページの1から7まででございますので後ほど細部に報告させていただきます。

調査の状況でございますが、期日が1月31日水曜日、委員の出席状況であります。全員出席と議長からも出席をいただきました。あと執行部の方から市長、収入役、教育長、財政課長、企画情報課長、行政改革推進室長、学校教育課長、社会教育課長から出席いただいて調査を行ったところであります。

1の学校の大規模改造事業耐震補強工事の状況については、これは現地調査も含めて行いました。現地調査につきましては、西五十沢小学校体育館それから大和中学校の体育館でございました。西五十沢小学校につきましては工事は完了しておりましたが、大和中学校はまだ3月末でが一応工期というようなかたちで、一生懸命工事中でございました。

明日行われる卒業式を当初は何か市民会館で行うかというようなことでございましたけれども、生徒の希望でなんとしても体育館でやりたいということで、現在おそらく工事を中断して内部を片付けて明日、卒業式は体育館で実施されるということだというふうに聞いてきました。

それから内容につきましては学校教育課長から資料に基づき説明がございましたが、資料は11ページからでございます。学校の体育館の改造につきましては、8校で実施をして、1月31日現在で6校が完成して2校が3月中には完成するというようなことでございました。そんな内容の中で工事は行われておりました。

それから2の通学路の状況についてであります。これも現地調査を含めた予定でございましたが、当初の予定ですと昨年、大豪雪で道路の状況が非常に悪いのではないかとというようなことで、この通学路の状況をあげてみたのですが、今年度は大変少雪でありましてどこを回ってみても大変道路の状況が良かったということでございました。そんなことで学校教育課長の説明によりまして、やはり資料12ページによりまして、昨年の豪雪時における通学路の状況についてそこに掲げてあります6点ほどの説明をいただいたところであります。

それから3の学区の再編であります。これも学校教育課長から資料に基づき説明がございました。資料につきましては13ページから15ページに記載されておりますが、教育委員会でまだ検討をしていないということでありまして、重要な課題であり早急に検討に入りたいというような考えているというところでございました。

適正配置基準の考え方ではありますが、小・中学校とも12学級から18学級が本当は標準でいいのだと。ただし、新潟県では小規模校が多いので、小学校が6から24学級、中学校については9から24学級を目標にしているというようなことでございます。小学校は5学級以下、中学校は2学級以下ですとなかなか上手くないので、なるべくそういうところについては複式学級ではなくて統合がいいのだというようなことでございます。あと距離の問題とかいろいろ気象の問題等もありますので、それらを考慮していきたいというような内容がありました。

小規模校のメリット・デメリットもそこに記載がございまして、学級数についてもそこに記載されてございますのでご覧いただきたいと思っております。質疑についても次のような内容がありました。

はぐっていただきまして4ページであります。本庁舎・分庁舎方式であります。これは行政改革推進室長から資料に基づいて説明が行われたところであります。資料につきましては16ページから19ページにございます。本庁方式それから総合支所方式、分庁舎方式の3つの庁舎方式が想定されるというようなことで、それぞれのメリット・デメリットについて説明をいただきました。

18年8月現在の市町村課でまとめた合併の実態調査によりますと、旧庁舎の活用が分庁舎方式を取っているのが6団体、総合支所方式が9団体、窓口支所方式が2団体というようなことで、傾向であります。当市では本庁舎方式でいくというような内容であります。質問についてもいろいろな話がありましたがお金の経費がいくら浮くのかというようなお話もありましたが、それらについては研究していないというようなことでございました。

それからはぐっていただきまして5番目の、平成19年度予算編成方針であります。財政課長から資料に基づき説明がございました。4月から部制を施行するということが全部予算を要求しているというような内容でございました。

市税につきましては国から地方への財源移譲があり所得税の個人住民税への振替等による市税全体で7億円くらい伸びる予定であるというような内容でございました。合併特例債も基金の造成等により多額の交付税導入部分の起債を発行しているので、それが当然入ってくるという憶測の基に伸ばしたものであるということでもあります。

予算規模としてはだいたい278億円から280億円ぐらいになる見込みだというような内容でありまして、前年に比べて15億円から16億円の増額になるというような内容でございました。

総合計画のローリングに入っていますが、インターの取り付け、それから大崎小学校の躯体建設、城内小学校の耐震工事、トンネル補助の「きのこハウス」等の説明がございまして、

反面人件費においては2億7,000万円ほどの減になるというような内容でございました。

それから7ページの福祉バスについてであります。企画情報課長から資料に基づき説明がございました。本件につきましても福祉バスということの観点ではなくて、市のバス運行事業に関する説明というようなことで検討をしている都市交通システムについての説明をこのたびいただいたところであります。

昨年7月に官民合同の魚沼地域交通整備調整協議会が発足いたしまして、タクシー会社、バス会社等や学校関係者等を含めまして12名で構成した委員会でありまして、5回ほど協議を行ってきました。それによりますと都市再生本部から650万円ほど事業主体である協議会にお金を交付されるというような内容でございます。

これらを含めまして協議を重ねながら、大和病院、六日町病院の送迎バスの無料でありませぬけれども、これらもまたスクールバス等も含めて有料化を含めた中で検討し、さらに有料化を図っていかねばならないのではないかというような説明でございます。

有料化を進めた場合の運賃箱等につきましても1台当たりやはり78万円ほどの機械が必要であるということと、回数券にしましても回収箱が1台当たり13万円ほどかかるというようなことでありまして、慎重に協議を進めながら早ければ10月頃にはスタートをしたいのだというような内容の説明でございました。

以上、主体の調査事項については以上であります。その他の件で、八海醸造の土地の売却について、それから社会福祉課長より男女共同参画基本計画について、さらに学校教育課長より奨学金について、それから学校教育課長より教職員住宅についての説明がございました。以上であります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

中沢俊一君 5ページですが、委員長の説明にはございませぬけれども、質疑の中で同一規模の市に比べ職員数が相当多いという質問がありました。これは一般職だけを比べたものでありましょか、それとも病院とかそういうところも入れたことでしょうか。根拠が示されたのであればひとつ教えてください。

種村総務文教委員長 あくまで一般職の問題でありました。

中沢俊一君 根拠は示されたわけでしょうか。比較根拠ですが。

種村総務文教委員長 根拠については度々、総務課長あたりから話がありましたがだいたいそのような内容で、最終的には100何人といったかの減をするのだというような言い方でしたが、そんな内容だと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に産業建設委員長、阿部久夫君の報告を求めます。

阿部産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会の調査報告を報告させていただきます。調査の期日でございますが、19年1月26日委員全員の出席で行い

ました。なお、議長も出席いただきました。

調査の内容でございます。それにあたりましては市長及び助役、また担当課長、今回は農業委員の調査事項ということでありましたので農業委員の会長、また生産調整におきましてはＪＡ魚沼みなみの部長さん、ＪＡしおざわの部長さんから参考人として出席いただきました。冒頭で市長、議長から挨拶がありましたが、去年は異常豪雪、今年は異常少雪と、この南魚沼市の観光振興また農業に関して、これから本当に大変だということ。これらからの夏場の農業政策に対しても、水不足等でどういう影響になるかということは非常に心配をしておられました。

それでは早速ですが調査事項は、午前中は現地調査ということで市道の状況。市道状況といっても市道の除雪状況でございますが、今年は雪不足の中で昨年と比較した中で調査をしていこうということで、欠之上から後山地区の方に現地視察に行ってきました。やはり後山に行ってみますと、わずかではあります但し除雪した跡がありました。その時の学校内での積雪は、こちら辺では考えられなかったのですが１メートル５センチと非常に多いのにびっくりいたしました。次にスノーピアの今、旧六日町地区であります流雪溝についての現地調査を午前中いたしました。

午後からそれらによって事務調査等を行いました。最初でございますが、平成１９年度の農業政策の取り組みについてということで、農林課長から資料に基づき説明がありました。その中で少し読ませていただきますが、平成１９年度産米需要量に関する情報の提供について、需給調整システムが行政から農業者・農業者団体に移行する事になる。当面の間は市の職員を各協議会に置いて事務の円滑を図ると。また、農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況については、すでに４７集落で説明会を開催し、共同活動の実施に２１集落が取り組みの意向を示し、１９集落が何とかなれば取り組みたいとそういう意向。また環境に配慮した先進的な営農活動への取り組みは１１集落が希望をしているという説明がありました。

この生産調整におきましては文字通り先ほどお話ししました、両ＪＡの部長さんから参考人としてお話、意見をいただきました。その中の両ＪＡ部長さんのお話でございます。最初、ＪＡ魚沼みなみの部長さんでございますが、配分量を各生産者の経営水田面積に応じて生産調整方針作成者を通じて配分する。実需者との結びつきで、こがねもちの作付けが増えていく。こがねもちと酒米の五百万石は担い手を中心に別枠を配分したいと。また、地域間調整は積極的に取組むが、申し込み希望数を確保できなかった場合は青刈りで対応していただく。そのような説明がありました。

また、塩沢の部長さんの話であります。塩沢地域の生産調整については２月６日に協議会を開催し、その後に集落座談会を進めてまいりたい。配分通知を３月中旬に発送し、塩沢地域の土作りのため、有機センターに６００トンの堆肥をお願いしている。また、売れる米づくりに勝ち抜くため堆肥の散布量を増やすことが必要だという説明をいただきました。

以上のような質問がありました。１つ大事なので報告させていただきます。転作確認をする時に商系業者と農協での確認方法等に整合性が取れるようにしてもらいたい。国は机上で

の確認方針だが、市の確認の方針は。生産調整に不参加者が増えると思っているが、その見通しと対応ということです。また、農地・水・環境保全への市のガイドラインができて、対象は一区画10アール以上の優良農地を条件としているが、それ以下の不利な条件の場所への考えはどのように考えているのかという質問がありました。

答弁でございますが、転作の確認は、産地づくり交付金対象となる作物は確認をしなければならないが、対象にならない調整水田や保全管理等については簡素化を前向きに取り組んでいく。生産調整への不参加者は協議会が現地確認を行う。不参加者へは粘り強く取り組んでいくしか方法はない。8畝以下の農地が点在しているような場合でもその場所を切り捨てるという事ではなく、柔軟に考えていくという答弁がございました。

もう1点させていただきます。県は予算規模から希望面積を消化しきれないと、農地・水・環境保全対策の4割カットの報道がされたと。総務省は財政援助として交付税措置をすると報道されたがこれらの見通しは。また農家には初めての事務作業が多い、具体的な事務的指導会を開催して欲しい。中越地震での地域間調整分は復興が済んだので今後はどうなるかという質問がございました。

答弁でございますが、報道された4割カットは知事が否定した。取り組みへの優先順位をつけながら支援をしていくこととされても、市では順位の高い部分で大丈夫だと考えている。85パーセントを交付税で見るが、財政担当からいうと実際の中身はわからないようだ。事務の簡素化の要望を多くいただいている。県や市への事務手続きが多くなってくると様式を整え簡素化や活動組織を立ち上げる際の事務支援を積極的に行っていく。地域間調整の見通しは、各地域の実施計画がこれからののでもう少し後にならないと、という答弁がございました。

続きまして、農地の流動化等の状況についてでございますが、これは細かく書いてありますがお手元の資料を見ていただきたいというふうに思っております。これは農林課長また会長の方からも説明をいただきました。

次にこのような質疑と答弁がございました。農振農用地域の中で17号バイパスなどの事業が進められた場合、時期がきたら行政サイドでその地域を除外するなど見通しができないか、という質問の中で答弁でございます。都市計画用途地域との関連があるが、農振地域から除外すると農業政策の特典を受けられなくなる事も考えなければならぬ。ただ明らかに事業により土地が狭隘で地形が悪くなり優良農地と言えない状態になった場合には、有効利用が図られるよう今後用途地域の見直しをかけたい、という答弁でございます。

もう1点、離農希望者と新規就農者の状況はどうなっているか。農地転用5条の許可を受けてから5年から10年も着手しない方について農業委員会で指導をしているか。農地銀行の活動の内容はどのようになっているかという質問でございます。離農は経営移譲が大部分を占めている。農業委員会サイドでは定年就農者をこれからの担い手のひとつと考えて調査をはじめた。5条転用許可は事業計画に沿うように進捗状況を県から指導をしているが、5年から10年も着手しない方についても今のところ進捗状況の確認しか出来ないと。合併に

より農業委員会の担当区域が広くなり、農地及び農家の実態把握が困難になってきた。実態を把握できるように努力する、という答弁がございました。

続きまして、観光客の入込み状況及び復興基金の効果について商工観光課長から説明がありました。ここに書いてありますが、スキー場の年末年始の入込みは昨年対比73.45パーセントで、塩沢地域での民宿、ホテルの宿泊客のキャンセルが12月16日から1月8日の間で約5万3,000人になったという説明でございます。

今回、そういったことでまだ金融機関との協議や保証協会との取り決めもしていないが市の方針を出した。融資総額は4億円とし対象は旅館、ホテル、みやげ物店、索道業者、一般飲食店で融資限度額は1業者500万円、用途は運転資金に限定し利率は1.5パーセントから1.75パーセントで金融機関と調整したい、という説明がありました。また、融資の条件は市税完納者としたいと、そういう説明でございます。

次のような質疑と答弁がありました。復興基金の観光対策事業で各団体の実施事業に基金補助以外に市の付け足し部分はあるか。南魚沼市は国の外国人観光誘客促進法の指定地域になっているが策定計画がまだない。計画の取り組みを早くするべきだと思う。そういう質問の中で答弁でございます。実行委員会や団体に新たに市の負担は約束していない。既存の予算分で事業を行ってもらう。国際観光は重要だが地元の業界で受け入れ出来る体制が必要だというご答弁がありました。

続きまして、スノートピア六日町の整備状況について。これは先ほどお話ししましたように現地調査等で詳しく説明いただきました。昨年は豪雪の時には12月14日から2月14日の朝6時30分から夜7時30分まで運転いたしました。今年度は年末の2日間しか運転していないという説明がありました。

その中で1点ですが、水を流す時間はどのようにしてわかるのかという質問の中で、各路線に旗を立てるのでそれで確認をするという答弁がございました。

続きまして、市道の除雪状況についてでございます。これも現地調査を行いました。それから建設課長から資料に基づき説明がありました。市道の機械除雪の延長は、車道は278キロメートル、歩道は23キロメートルで計301キロメートルを行っている。消雪パイプは207キロメートル設置してあるということでございます。今年は雪が降らなく除雪の委託費が17年度の12月分が3億7,480万円だったが、今年度は5,412万円で済んでいるという報告がございました。

質疑でございますが、塩沢地域と大和地域の道路延長はほぼ同じなのに、除雪機械の配置台数が塩沢地域には約倍あるがどういう理由であるか、という質問の中で、塩沢町は町が使用していた除雪機械を積極的に業者に払い下げた経過があるのでその差が現れていると。課内で地域ごとの台数の話はあるがまだ具体的などころまでは進んでいない、という答弁がございました。

その他でございますが、報告事項として下水道課長から六日町第5期から第6期の下水道の受益者分担金についての説明がございました。

都市計画課長からは、都市計画の統合及び区域の拡大により南魚沼市都市計画マスタープランを作成しているという説明がありました。

農林課長からは資料に基づき説明があり、市の基幹産業の柱である農業の指針として農林課及び関係団体と南魚沼市農林水産ビジョンを作成したという説明がありました。この農林水産ビジョンのことについては各議員のところに確か配付してありますので、あとでよく読んでいただきたいと思います。

続きまして、建設課長から資料に基づき説明がありました。大和インターへの接続道路を本格設置するために市道認定とすると、19、20年度の2カ年で整備をする。このことは先ほどの市長の施政方針でも話がありました。あとの詳しいことはあとの資料、8ページから28ページまでに詳しく書いてありますのでよく読んでいただければと思います。以上で委員長報告を終わります。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 委員長にお伺いいたします。2ページの塩沢地域の生産調整についてであります。作付面積については約8ヘクタール増になるという報告で、その中で今年度は生産調整の率が26.8パーセントになるというふうに資料に載っております。この件に関して面積が増えているのに率が上がっているというのはどういうことか、というようなことについての質疑はあったかどうか。

阿部産業建設委員長 このことについて質疑はございました。これは質疑の中ではどうして26.8に増えるのかということでありましたが、これは地域間調整に基づいて塩沢地域の生産配分が昨年と違って大きくなったという説明でございました。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に社会厚生委員長、和田英夫君の報告を求めます。

和田社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告を行います。調査事項についてはそこに記載のとおり、1から5までの調査をしました。調査の状況。期日19年1月30日、委員の出席状況は全員であります。議長からも出席をいただきました。

調査の内容でありまして、執行部は市長、助役、環境課長、環境衛生センター所長、福祉課長、大和病院庶務課長、行政改革推進室長、保健課長、子育て支援課長、市民課長、株式会社川崎技研 企画本部長の出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。

まず1番でありまして可燃ごみ処理施設についてであります。委員会条例27条に基づく参考人として株式会社川崎技研 田中企画本部長から資料に基づき説明いただき調査を行いました。この日は他に関口技官、上田技師が同席をいたしました。この調査は前もって株式会社川崎技研に5項目の質問事項を送付し、「可燃ごみ処理施設の今後について」の回答をいただき、これに基づいて説明及び調査を行ったわけでありまして。9ページに資料があるわけでありまして、資料ナンバー1のここに1.発注仕様書にある「ガス化改質熔融式焼却炉」

について。2.建設された「酸素式熱分解直接溶融炉」について。3.10箇所の故障個所の原因等について。4.保証期間終了後の故障時の責任分担について。5.可燃ごみ処理施設の委託について。ここにあるように部分委託、あるいはその次のページに全面委託というようなことで、この5項目を私ども始めにお願いをしまして、このことについて市の環境課長及び川崎技研からそれぞれの考え方、説明をいただいたわけであります。

3の10箇所の故障個所の原因等については次のページに、ちょっと字が細かいわけでありますけれども、そういうことの回答をいただきました。

特にあとでまた出てくるわけでありますが、5番の委託の考え方について部分委託について。株式会社川崎技研としては全面運転管理業務委託を提案しています。環境衛生センターが直営運転を3年間行った実績により、運転管理は習得しておりますので、川崎技研としては全面委託の環境が整うまでの当面の間、整備部門の部分委託の対応として、技術社員が2カ月毎に設備の点検・整備を環境衛生センターの方と共に実施する方法を提案し、その委員会当時は協議中だということであります。次に全面委託については、ここに記載してあるように運転業務21名でというようなことでここにそういう回答をいただいたわけであります。

そこで以下は次のような質疑があったということ、これは初めて川崎技研から来ていただいたということで若干質問あるいは答弁について報告をさせていただきたいわけであります。ここにあるように10項目の故障個所の中で7項目ほど18年度内に改善するとあるが、ということで質問があるわけでありまして、先ほどのページにもあるわけですが7項目については万全を期するため機器を停止する必要がある。時期については工期内に迅速、かつ安全な工事をするために2月下旬から3月上旬で計画調整していると。今おそらくそういうことで取り組んでいるものと思っております。

次に尾張東部の関係で事故があったが、わが市のものは大丈夫かということで質問があるわけでありますが、その答弁にありますように、基本的には尾張東部衛生組合で起きた事故はここでは原理的に起きないという認識という答弁をいただいているわけであります。

さらにそこにまた「給じん装置の渋滞が多発」とある。炉を使い始めて3年にならないのに磨耗が早すぎると思うがという質問について、ここにあるように給じんライナーとあるが、ごみを圧縮して押し込むためにピストンのようなものが付いていて、その下にレールが2本ある。それが回数を重ねるごとに減ってきて、早めに交換すればいいのだが時期を見誤った。乾燥物での摩擦係数が大きいなど、混入処理する対象物によっての差は確かにある。今後はメンテナンスの指導をしていく中で、早めに点検整備を推奨していくと。こういう答弁があったわけであります。

それからその次にはいわゆる発電のことがあるわけで、それは見ていただきたいわけであります。2ページの一番下段に、故障の中で減肉腐食、経年劣化という言葉がある。9年、10年と経ったものならわかるがということで質問したわけであります。このことについてはここに記載のとおり、溶融炉の痛みというのは、全国的に調べていただければ分かると思うが、どういう施設であろうがかなり劣化が早い。熱・酸・腐食等非常に過酷な状況の中に

さらされていることをご理解いただきたい。早めに気づいていればという部分は確かにあった。申しわけなかったと思っている。その部分については私共の責任で対応させていただいたと自負をしている、とこういう答弁があったわけであります。

その次にも川崎技研に対しての不信感がなかなか払拭されないということで、強い形での質問なり意見が出ておるわけでありますけれども、会社としては、会社の姿勢を問われたと改めて思う。不安を感じられた方がいるということは、素直に反省し頭を下げたい。今までのトラブルは、その多くが会社側の説明責任に期するもの、もしくは当初考えられなかったもの、もしくはユーザー側に期するものがあるが、今までの対応に反省すべき点は反省して今後活かしたい。各メンテナンス部分に対する関与、もしくは施設運営に対する関与は会社で積極的に行っていきたいということで、そういうことで今後も一生懸命やるとこういうふうなことの答弁があったわけであります。

その次にスラグ冷却コンベアの上部のケーシングが膨れている。これは私共が前の委員会で現地調査の時に委員の皆さんから見つけて指摘をしたという、こういうところでありますけれども、これについてもスラグ冷却コンベアというのは上部に溶融炉を持っていて非常に熱い場所である。普段はそこに熱はかからない。また冷却コンベアは水を多く含んでいるので冷却効果があるため、本来は熱で変形することはない。試運転時に想定外のこと、すなわち何らかの熱が加わり変形してしまったというようなことで、その対応ですが当然だが設計図どおり、又は強化した形で3月に確認していただくと。こういう答弁をいただいております。

そういうことでその次にも管理的な面で、現場とメーカーでの認識が違うようなところもあるわけでありますけれども、おおざっぱにそういったことでの質疑を行いました。ここには記載されていませんが、一体あの施設はどれくらいもつのかということで質問がありまして、メーカー側からは一般的なこういう施設の寿命というのは15年が大方の相場だと。見方だと。しかし定期的な整備あるいは補修等、大事に使っていけば20年はもつだろう、もたせたいと。こういう答弁がありましたので付け加えておきます。

次に高齢者福祉について。12ページに「こころの杜」の資料があるわけでありまして、80人の定員のところ、私共が行った時に60人が入所されているということで、現地を調査しながら、次に福祉課長から、12ページから17ページに資料があるわけでありますけれども、そこにあることについての説明を行い、さらに次のページにあるような質疑がありました。

3番目、障害者福祉について。これも20ページに「セルフこぶし工房」を現地調査をし、私共の調査時点は22名ほどの方々がそこをご利用されているようでありますけれども、そこを視察したあと、ページが18ページから20ページの資料に基づき、福祉課長から説明をいただきました。先ほど市長の行政報告にもありましたが、「魚野の家」に精神、身体、知的の三障害に対応する「相談支援センターみなみうおぬま」が南魚沼市と湯沢町で共同設置をされたと。ちょっとまだPRが足りないのではないかとというようなこともありましたが、

そういったことでの説明なり質疑がありました。

3番目の病院事業であります。これは行政改革推進室長から基幹病院についての資料に基づき説明があったわけでありまして、このあとで特別委員長の方からも報告がありますのでこのことについてはそこに記載のとおりであります。

最後にそこにありますように、大和病院の庶務課長より「大和病院給食業務委託について」あとの方に資料があるわけでありまして、考え方を示されました。それからそこで民間委託についてそこに質疑にあるように2年にまたがって民間委託ということで、1年目はおよそ1,800万円から2,000万円程度。2年目以降は4,800万円から5,000万円の経費が削減される見通しだというような説明、話がありました。

さらに4番目、その他でありますけれども、保健課長より平成19年度の母子保健事業、乳幼児健診、集団予防接種の実施についての28ページにありますけれども、資料についての説明がありました。

さらに子育て支援課長より「平成19年度における子育て支援事業制度改正案の概要」について資料に基づいて説明がありました。

環境課長より、し尿処理施設改修及び可燃ごみ処理施設における分別対策ということについて、資料は30ページから32ページだと思うわけでありまして、説明がありました。

最後に市民課長より「後期高齢者医療制度について」説明があったわけでありまして、新聞報道されておるように、加茂市の動向ということで説明があったわけでありまして。最近と申しますか加茂市も一緒にこの後期高齢者医療制度に参加するということでありましたので、このことについては以上であります。以上で説明を終わります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

牧野 晶君 川崎技研さんの技官と部長さんが来たときに、完全委託した場合の想定コスト、トン当たりのコストという質疑があったのかなかったのか。答えがあったら教えてください。

あとそれともう1点、大和病院の給食の方も説明があったのですよね。（「はい」の声り）ちょっとそこに触れますけれども、委託費が委託することによって2,000万円浮くとか、4,000万円浮くと書いてあって大変私は推進して応援していきたいという立場ですけど、万が一、そこで食中毒等が起きて損害賠償とかそういうふうな話になっていった場合は、市の関わりというのはまるっきり知らないになるのか。そういう点の質疑があったかについて。また、お考えを。

和田社会厚生委員長 川崎技研の委託に関しましては、先ほど言ったように資料の9ページ、10ページに部分委託、全面委託の考え方はそこに示されてあります。9ページの5番目の委託についての考え方。部分委託について、あるいは全面委託については、私共はこういう考え方を持っているということはそこにあるわけです。その委託について質疑の中で、ではここにあるように例えば全面委託21名の時の考え方は、例えば今現在、受付とかプラ

ットホームにいるそういう方々は別で技術的な、というのは質疑、答弁の中には出ていました。今そこに表示していませんけれどもそういう議論はありました。それ以上のことについて特には記憶があるかないかちょっとあれです。

それから給食の関係ですが、そこまで。例えば委員会の調査の時点で、業務内容のここに19年度は、20年度はということで資料があるわけですがけれども、ではそういう食中毒があったらとそまでの調査はその時点では、資料はいただきましたがしていなかったと思います。

牛木芳雄君　　その他の中で保健課長から19年度の母子健康保健事業について資料に基づいて説明があったというふうに今、委員長が報告されましたけれども、私共にはこの資料がついていないわけでありまして。市長の所信表明、施政方針の中、4ページの中で乳幼児検診ですね、これを2カ所に集約するというふうに施政方針で謳われているわけです。この2箇所に集約をされたということは、もれ聞くとところによると塩沢地域と大和地域に集約をしたというふうに私は伺っているのですけれども、これについて委員の皆さんから何か意見あるいは異論等は出ませんでしたか。

和田社会厚生委員長　　その他で28ページに資料ナンバー5の1で、19年度の母子健康事業というのがありますか。（「失礼しました。はい」の声あり）そこでこの資料に基づいて保健課長より説明がありましたが、今ほど牛木議員が言われるような、今度はそこにあるように市北部、市南部というようなことでの説明がありましたが、委員会ではそのことでの質疑はありませんでした。こういう資料によって説明をして、今度はこういうふうにするという考え方は示されましたが、それについてどうだかというのは委員会ではありませんでした。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議　　長　　ここで暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

（午前11時02分）

議　　長　　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

（午前11時20分）

議　　長　　魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長、駒形正博君の報告を求めます。

駒形魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長　　魚沼地域基幹病院設置推進特別委員会調査報告を行います。調査の期日、第1回目特別委員会は平成17年12月2日。この調査内容につきましては、すでに県が示しておりました魚沼地域基幹病院の基本方針についての説明と今後のスケジュールの説明を受けました。

第2回特別委員会は平成18年6月30日。これについては先ほど申し上げたようにスケジュールの中で6月中に基本構想をお示ししたいということでありましたので、その内容についての調査を行いました。

第3回特別委員会は8月30日であります。これはこうした基幹病院が魚沼地域にできることによってその病院に対して地域の皆さんはどのような期待をしているのか。またそれとどのような連携をして一次医療を行うのかというそれを8月中に県に示せというようなことがあります。市長からこうした内容について県に答申をしたいという内容についての説明でありました。

第4回特別委員会は平成18年12月25日でありまして、病院のあり方についてであります。我々委員会としては財政的なことが非常に心配だったわけです。大和地域については一次から三次まで基幹病院でやってはいただけないかという委員会の意見をまとめて、井口市長に申し出をしたところであります。

また、庁舎内の病院特別委員会としてもそうしたような結論というか意見が出ておったようでありまして、市長は12月27日に県の方にこうした申し出をしたということでありす。

第5回は19年2月14日に行いまして、そうした南魚沼市の要望に対して県から何らかの答弁があったかということの調査でありました。とりあえず昨年11月1日に開院しました新発田病院。この病院については救命救急医療もできるような病院に建て替えて、そしてまた今までどおり一次医療も行っているという病院でありましたので、そこに管外視察をしようということを決定させていただきました。

その管外視察について報告させていただきます。日時は平成19年2月21日。視察先、新潟県立新発田病院。我々の視察に対して対応いただきましたのが堂前副院長、そして施設の案内と説明をいただいたのが土田事務長であります。調査項目につきましては、医療確保への経過と現状及び展望について、一次、二次医療への取組みについて、三次救急の実績と課題についてということでありす。

参加者につきましては記載のとおり15名の皆さんであります。

調査内容であります。の医師確保への経過と現状及び展望についてであります。医師の確保については、新潟県の県北地域の救命救急センターの設置や高度先進医療の機能整備などの充実・強化が求められておりました。よって新築したわけでありす。旧新発田病院当時から、夜間の救急患者の取り扱い件数、救急車による搬送件数は県下15県立病院中一番多く、実質的には救命救急医療をすでにやっていたということだそうです。そのため、新病院への移転については新たに設置した歯科口腔外科を除き、特別に医師の増員をしていただいたわけではないということでありました。

臨床研修病院の指定を受けておりまして、平成17年度・18年度にはそれぞれ4人の研修医を受け入れたと。19年度は6人の研修医の受け入れを予定しているようでありす。

現在、研修医を含め常勤医師80名で対応しているが、医師不足による過密スケジュール勤務になっているので、さらに医師の募集を行っている。その募集の内容については新潟大学病院からの派遣が望ましいが、そうでなくても受け入れるというような案内でありました。勤務医の平均年収は1,000万円から2,000万円だそうでありす。

一次、二次医療への取り組みについてであります。旧新発田病院当時は、日1,100人の外来患者が訪れておりましたが、現在は日800人程度に減らしていると。外来を日1,100人を診ると外来診察が終わるのが午後の3時、4時になるということでありまして、それから入院患者を診ると10時、11時になってしまって医師の負担が大変重くなる。外来は紹介状による受付の方向で指導いただき、現在では67パーセント以上が紹介状による来院であると。

多様化、高度化する地域医療需要、診療機能に corres 応するために、地域の医療機関との機能分担を明確にして、患者さんの紹介や逆紹介、病院とかかりつけの医師と保健、福祉機能を連携して、患者さんを地域ぐるみで診ていくことのために院内に地域連携センターを整備している。センターでは紹介患者の診療情報に基づき、どの医師に診療を仰ぐべきかを判断し、迅速かつ的確な診療を受けられるための情報案内をしていると。

また、最新鋭の医療機器を導入すると共に、患者さんがどの医院で、どの部署でどのような治療を受けてきたか、患者経歴情報を一元化するために、電子カルテシステムを導入していました。また、患者さんの待ち時間短縮のために再来受付機や駐車券も処理できる精算自動支払機も設置しておりました。

でありまして、三次救急の実績と課題についてお尋ねしたわけでありまして。年間4,200台の救急車を受け入れていると。人口に対する重傷者率は変わらない。24時間体制でやっているが、一次医療の診察が全体の70パーセントから80パーセントを占めている。これが非常に問題だと。その救命救急医療に人材を集中することはできないというような悩みはあるそうであります。

救急救命センターは、縦の動線で1階からノンストップでエレベーターで4階のICUに搬送。ICUは10床、CCU3床、ERベッドが6床、熱傷ベッドが1床あって、夜中に搬送された患者については朝まで病棟には送らない。センターには、内科、外科、研修医の3人のドクターが昼夜常駐し、センターのほかにも新生児集中治療室に1名、管理当直医1名が待機しているそうであります。

今後の課題については、多様化する地域の医療需要に corres 応するために、診療機能の維持向上を目指す。患者サービスを充実させて、住民に信頼される医療の実現に努める。地域医療機関との機能分担を明確にして、連携を図りながら医療水準の向上充実に寄与する。全職員が効率的な病院運営に努めて、病院運営の安定化を図るというような調査内容であります。以上であります。

議長 魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 この内容とかそういうことに付するわけではないのですけれども、この今の管外視察の報告に対して委員外議員の参加者が2名おられます。私はそのことが悪いというのではないのですけれども、特別調査ですし、特に基幹病院に関しては非常にほかの方も多く関心があると思っていました。そういう意味ではこの人たちがなぜ行けたのかということをお聞かせいただきたいのと、できたらこういうことはほかの会派を通してでもなんでも

参加できるシステムを作っていたら、という思いがあったもので質問するのですけれども。

駒形魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長　この日程調整にはちょっと事情がありまして、実はかたくりの会派の皆さんが先にこの日程で視察を申し込んであったと。そしてなかなか別々に訪問すれば相手方にも迷惑がかかりますので、この特別委員会の方が追加で参加するような感じになりました。副委員長はかたくりの方へ所属しておりますが、あの方には所属していないので視察現場から入室を禁じなくてもいいのではないかという判断のもとで15名で参加をさせていただきました。

日程調整が特別委員会の方が遅くなりまして、できれば1日違いとか2日違いで行くのではなくて、同じ市議会から行くのですから、同じ日で日程調整をさせてもらおうということであつた結果になりました。

若井達男君　今ほど岩野議員の方から発言があつたように、確かにこの視察はこれから今後取り組んで行く南魚沼市にとっては、やはり大きな関心事だと思われるわけですが。私もこの新発田病院については行ったわけではありませんが、日沿道の中条まで走って行く最中に、どかんと新発田の中心市街地の中に現れたと。そういうところを特別委員長として視察をされたわけです。この報告にあります、まず一番最初にどのようなことを感じられたか。委員長としてこの視察に入られたとき。それを一言ひとつお聞かせください。

駒形魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長　先ほどの報告の中にもありましたが、12月25日の委員会におきまして、南魚沼市が大和病院と六日町病院と城内病院を運営していかなければならないとなると、財政的には非常に厳しいのではないかということから、委員会としては主に大和地域の一次医療から三次までをやっていたきたいと要望してあるわけです。

感想ですけれども。先ほど申し上げたように、非常に一次外来患者が多すぎて、二次・三次に特化しようという南魚沼市の基幹病院なわけですが、医者の方から、なかなか一次外来患者を減らせないという悩みがあるという話を聞きました。県は当初から基本方針の中でも基本構想の中でも、二次、三次医療に特化したいという話を我々は聞いているわけで、我々の要望が難しくなるのかなというふうに直感しました。

若井達男君　確かに委員長、今ほどの答弁のように旧新発田病院は普通の旧新発田病院の体系からここに至っているというわけです。やはり私もこの魚沼基幹病院については、今現在ある県立病院4つ、また市立病院を抱えている中での新たなるスタートなものですから、かなりその感じ方は違うと思います。

そんなことで今、確かにこの3月いっぱいぐらいに基幹病院に対する基本計画が出来上がってくるわけです。これらが出来上がったとき、今のこの新発田の新たなる病院を視察してこられた中に、進捗状況、進行状況はどのように受け止められましたか。その辺感じるところがありましたらひとつお願いします。

駒形魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長　魚沼地域基幹病院の進捗状況ですか。(「は

い」の声あり)前から執行部から示された、県から示されたものを市から聞いているわけですが、今年度内に基本計画が示されれば全く計画どおりに進んでいるということでもあります。

阿部久夫君 先ほど委員長から視察報告についてお話をいただきました。最初かたくりの方が計画をして、その後委員の方でもって計画をしたというようなお話でした。普通であればせっかく委員会を立ち上げてあるのでありますから、人の会派が先に計画を立てるよりも、積極的に、本来ならば委員会の方で対応することが私は本当だと思っていましたが。話を聞きますと向こうのかたくりの方がして、その後だと。こういったかたちで行ったということでありました。

やはりこの基幹病院については市民の皆さんは非常に感心を持っています。そうした中で委員会に対する期待というものが大きくあると思いますが、今ある既存病院、大和病院、六日町病院についても、今後、委員会としてどのような対応されていくのか。わかったら教えていただきたいと思います。

駒形魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長 視察の日程のとり方についてはお詫び申し上げます。皆様のご指摘のとおりだと思いますが、先ほど申し上げたように一議会から別々の日に分けて視察をすることも相手に迷惑だろうという考えもありましたし、では基幹病院の特別委員会が行くまでかたくりが計画したのにやめろとこれもできませんので、その日程に合わせて議会事務局から新たに同じ日に申し込んでいただいたという経過であります。

先ほども28番議員に申し上げたように、県が示した日程どおりに今年度内に基本計画が示されれば、全く県が市に示した計画どおりに進んでいるというふうに私は思っております。今後19年度からは実施計画化というかそういうことについての協議に入るということでもありますので、今のところまだ今月いっぱい今年度です。今年度中に基本計画が示されれば、県が事前に示した計画どおりに進んでいるというふうに判断しております。ですのでその県が示した計画について議論をしていきたいと、進めていきたいというふうに思っております。

阿部久夫君 県の基本計画に沿って順調に行っているということでありました。しかし、私たち市民は本当に出来るのか、出来ないかという一つの不安を持っている方も相当多くおられます。そういった中でぜひ積極的に委員の皆さん、委員長をはじめ先頭になって、一日も早くまた設立できるように努力していただきたいというふうに思っておりますのでお願いいたします。終わります。

駒形魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長 この視察を終えて委員会を開いておりませんので、委員会としての意見ではございませんが、今、出来るか、出来ないか心配だと言われました。もっとも心配されるのは医師の確保であります。公設民営ということは、公設ということは県であります。そして民営と言いましても医師の派遣は新潟大学病院から派遣されるということであれば、管理者は新潟県でありますので、今の新発田病院のように、今ある六日町病院と小出病院の医師を集結されれば、この地域の医療を一番知り尽くしている医師によって基幹病院の医師はそう難しくなく集まるのではないかと、ということも今回の視察

で感じました。

腰越 晃君 この特別委員会は名前のとおりなのですが、基幹病院の設置について検討をしていくということになりますと、非常に広範な領域に問題が及んでいくと。これができた時に大和地域の一次医療はどうするのだと。また従来からある県立病院はどうなっていくのだとか、地域医療に関するいろいろな様々な問題がその議論の中に出てきて入ってきているわけです。なかなか基幹病院設置のことだけではもう内容が収まらないという委員会になっているかと思うのですが。今ほど阿部議員が言われたように、地域医療の核としてこの基幹病院のなるべく早期の建設と。そういう中でも地域医療二次、一次まで含めた中で地域の医療機関がまた十分連携をとりながらというような考えを持っているわけです。委員長に今後の委員会の進め方について、やはりそういう総合的な地域医療の観点から委員会としては、調査、研究を進めていくべきであろうと思うのですが、そのところのお考えを。基幹病院設置とあと地域医療の関連について委員会としてどのように調査を進めていくのか、1点お伺いをしたいと思います。

駒形魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長 今、先進地視察というか、新発田病院が一次から三次までやっているそうした状況の中で、先ほども報告申しあげましたが地域と連携するために地域連携センターを設置して、市が行う医療と基幹病院が行う医療の連絡を密にして電子カルテによって、どういう治療を受けてきたか、そうしたシステムは当然、南魚沼地域基幹病院においても設置されるものと期待しております。それが非常に新発田病院を地域との関連を……。後診あるいは迅速な診察ができるようにそういう取り組みをしておりました。これからできる基幹病院でありますからそれ以上の施設整備がしていただけるというふうに思っておりますので、そうした要望も今後続けていきたいというふうに思っております。

和田英夫君 今ほど委員長は、今の六日町、小出を一つにして基幹病院をすれば医師の確保はそんなに難しくないというような答弁をされました。ある面では非常に頼もしいとらわれ方もするわけではありますが、果たしてそこまでの状況がいいかということ非常に私は疑問を持って質問をさせていただくわけです。

魚沼市も今の県立小出病院のこの後についての何か地域の医療関係者でそれなりの構想が出ていまして、今検討しているわけであります。委員長が言ったようにあそこ六日町が何もなくなってそこへ出来てというようなことではないわけですから、ちょっとその辺の認識は慎重にお願いしたいと思うわけであります。

今、特別委員会は県の基幹病院の関係で、県との連携 もちろん3つのワーキングチームがあるわけですがけれども。実は先日、大和病院の運営委員会で私も委員として出席をして市長ともこういう議論をしたわけですが、やはり県の構想は県でひとつの新潟大学との関係でそれは進んでいると思います。市長の所信表明であるように、2月8日に県の福祉保健部長ですか課長ですが、大和病院へ来て大和病院の先生方と意見交換をしたというのが初めてだということです。しかも、もちろんゆきぐに大和病院の医師団、医師の皆さまは、長年

の地域医療のひとつの理念を持って市立病院として、町立病院としてやってきたわけですから。片一方で県の構想と言いながら、一番肝心な地元のそういう関係者によく話が来た程度で、非常にその辺で意識的に県の構想なりでちょっと差異を感じているわけです。

医師不足、医師不足と言いながら、今いる医師が今の基幹病院構想なり市のやり方でもって、不満なり、承服しがたいということになるとそれが逆の方向になるわけですね。そういう心配ということでその時も井口市長と話をして、そういうことのないように今いる県立なり市立の病院の医師ともよく連携をしながら、やはり納得をしていただきながら新しい基幹病院が出来た暁にも、この地域で医療活動をやっていただきたいと。これはぜひ大事なことですからということで市長とも議論をしてきたわけであります。

ぜひ、特別委員会としても2つを一緒にして1つにするから医師は大丈夫だなどということ、軽々にやはり言うべきではない。地元の医師の気持ちも連携を取りながら特別委員会もそういったことでの取り組みをお願いしたいわけであります。

駒形魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長 先ほども申し上げたように、視察が終わってから特別委員会を開催しておりませんので、そうした私の個人的な意見で言い損ねがあれば大変ですので、その件についての答弁は差し控えさせていただきます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって魚沼地域基幹病院設置推進特別委員長に対する質疑を終わります。

議 長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議 長 日程第6、平成19年請願第1号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する請願、日程第7、平成19年請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTAの交渉の中止とFTA・EPA促進路線の転換を求める請願、日程第8、平成19年請願第3号 療養病床の廃止・削減の中止を求める請願、日程第9、平成19年請願第4号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める請願、日程第10、平成19年請願第5号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願、日程第11、平成19年請願第6号 「日豪EPA/FTA交渉に対する」請願、日程第12、平成19年陳情第1号 関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情、以上7件を一括議題といたします。

請願第1号、請願第4号、請願第5号及び陳情第1号を総務文教委員会に、請願第2号及び請願第6号を産業建設委員会に、請願第3号を社会厚生委員会にそれぞれ付託しますので調査をお願いいたします。

議 長 お諮りいたします。本会期中の議案等に対する市長の提案理由の説明は、予算議案及び副市長定数条例議案に限って行い、その他の案件については市長の提案理由の説明を省略し、担当課長等による説明としたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の議案等に対する市長の提案理由の説明は、予算議案及び副市長定数条例議案に限り行うものといたします。

暫時、昼食といたします。昼食後の再開は午後1時といたします。

(午前11時50分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長 日程第13、第1号報告 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合理約の変更について)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第1号報告 専決処分した事件の承認につて(新潟県市町村総合事務組合理約の変更について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第1号報告は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第14、第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笹木信治君 1点お聞きします。今ほど市長の説明の中で、いわゆる除雪業者へ前倒しに仕事を発注するとういうような話がありました。除雪業者の皆さんはこういう異常少雪ですから大変な思いをしたわけでありますが、従業員も雇い、機械も揃えて待機をしているということからいえば、この異常少雪の事態全部がその業者の負担となるということになれば

これは大変なことです。やはり県もそれなりの措置をしているようですが、市としてはそうした業者の方にどういう措置をとられているか、お聞かせ願いたいと思います。

建設課長 除雪業者に対する待機補償料のことだと思えますけれども、市では従前から待機補償料制度というものを設けておりまして、今年度につきましてもそのように対応したいと考えております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第2号報告は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第15、第3号報告 専決処分した事件の承認について(二日町地内における公用車両による物損事故の和解並びに損害賠償額の決定について)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 赤信号を突入していったということですが、交通違反について市長はどういうふうな指導をしているのか。せっかくの機会なのでちょっと考え方をお聞かせいただければと思います。

市長 助役の方からその後の職員の処分経過も含めてご説明申し上げようと思っておりました。この後、助役から申し上げますが、誠に謹んでいただかなければいけないことですので、飲酒運転はもちろんのことでありますけれども、こういう違反的な事故に対しても、厳罰で臨んでいるところであります。また職員の皆さんにもそのことは周知をしてあったわけではありますが、大変遺憾なことであったと思います。処分内容につきましては、助役の方から申し上げます。

助役 職員に対しての処罰であります。議員各位ご承知のとおり、今年度でもって違反等についての処罰には厳しく対応するというところで改正をさせていただきます。そして今回の件につきましては、該当者には訓告ということでありまして当然これは・・・失礼し

ました。戒告ということで、当然これにともないまして昇給延伸にもなりますし、ボーナスにもひびくというかたちであります。それから直属の担当課長については訓告という内容で処分をしてございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第3号報告 専決処分した事件の承認について(二日町地内における公用車両による物損事故の和解並びに損害賠償額の決定について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第3号報告は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第16、第1号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字川窪財産区)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。

第1号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字川窪財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立。よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第17、第2号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に
ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第2号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更については、原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第3号議案 平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第7
号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点といいますか、2点ちょっとお願いをしたいのですけれども。まず2
5ページ。説明にもありましたけれども、雑入の衛生、中之島診療所指定管理者負担金の件
です。説明がありましたように、昨年3月議会で指定管理者の指定を行いまして、1,00
0万円の計画書が出ておりました。私は、この1,000万円はどういう数字かというような
ことで質問した経緯があります。それは17年度のいわゆる過去の経緯を見て、1,000万
円くらいの利益があるというようなことで、負担金としてこれをするのだというような経緯
がありました。ただ、それは固定的ではなくて、協議により今後先々は決定していくとい
うような話がありました。変わっていくのはいいのですけれども、指定管理者がこれから1年
大体経過してこういうかたちは出てくると思うのです。指定の段階で計画書を出して、その
中で1,000万円というような、そしてその根拠はこれこれこうだというような根拠で計画
書が出ている中で、こういうかたちでその負担金が減額になるのはどういうことなのかとい
うこと。

そしてまた今の説明の中では医療機械の更新等もあるので、そういうかたちで360万円ですか、ということにするのだというようなちょっと大雑把といたしますが、大胆な説明があったのですけれども。これは単年度だけこういうようなことで減額するのか。先々の見通しはどうかということも含め、ちょっとその指定管理者の内容変更の考え方の部分も含めまして、ちょっとお聞きをしたいと思います。

もう1点、これは私の聞きもれといたしますが、よく聞き取れなかった点なのでちょっとついでに聞いてみたいのですけれども。前のページの23ページの土地売払収入の説明がちょっと聞き取れなかったものですから、そのところをちょっともう1回説明していただきたいのですけれども。

保健課長 それでは最初の方、中之島診療所指定管理者の負担金の件で説明させていただきたいと思います。議員お指摘のように、昨年段階では予算の段階、指定の段階で一応計画書をいただきました。その段階では過去の経緯の中を踏まえまして、前年の実績値の1,000万円程度が見込まれるということでその額については計上させてもらったところでございます。

この後最近先生の方から、一応その時点では常に毎年基本的には収支を見た中で負担金を協議していこうということが基本的な約束事だったのですが、一定程度定額化してもらった方が診療所としてもやりやすいし、先生としても意欲が持てるという要因の中で、そういう提案がございました。先生がおっしゃるように、確かに努力の結果の部分をみんな市でいただくということは、指定管理者としての励みにもならないなという中で、今回そういうことで先生の希望等を踏まえた中で、特別な事情があればあれですが、定期的に月に30万円、年間360万円。その代わりに軽易な医療機器の更新とか修繕とか等については基本的に、機動的に診療所の方でやっていくということを含ませて、今回こういうかたちに補正をさせてもらったということです。今までは協議主体で毎年変更のあれなのですが、私どもの考え方といたしましては、今後はこれをベースにして特殊な事情がない限り、この定額化でやっていくことがいいのではないかと、そういうふうに考えておるところです。以上です。

財政課長 ご質問の2番目でございますが、土地売払収入につきましては、先ほど申し上げましたように、大巻小学校のあそこに既に造成して宅地分譲しているところがあるのですが、ここを売る予定で当初予算を組んでおりましたが、結果的には売れなかったというようなことでそこが減額になります。

それから苗場福祉会の方には大部分は18年度で売れたのですが、一部奥の方といたしますが、後で追加買収したようなところがあるのですが、そこが苗場福祉会の方から当面ちょっと借地でやっていきたいというようなことが出まして、その部分が減額になります。

反面、道路改良に伴っての代替地ということで旧上町住宅跡地の方の土地が一部売却ができるということ。いろいろなことで売れる、売れないのその辺の調整をしたうえで現予算と比較して2,500万円ほど今回減額をさせていただくということです。

佐藤 剛君 ありがとうございます。では、前段の方だけ中之島診療所の考え方とい

うかを再度ちょっと。これは全体的なことですのでもう一度確認したいのですけれども。指定管理者制度の移行といいますかはやはり、公でなかなかそういうものを運営するよりも民の方に任せて効率的にやった方がいいだろうと。その方が公の負担もなくなるしというようなことで指定管理者制度があると思うのです。そういう中で1,000万円であれば今までくらいでとんとんだということで多分線が引かれたと思うのです。それがやってみて協議の中でまた年々決めていくというのは、私は仕方ないと思います。時代によって医療機関も厳しいときもありますし、他の指定管理も厳しいところもありますので、そういうやり方というのは私は納得できるのです。

指定管理者の導入の趣旨からして、けれどもここで聞いてみるとあまり根拠がない、月30万円だと。そして360万円だというような根拠だてで、ここで1年経過の段階で下げてしまうといいますか決めてしまうというのは、非常に指定管理者の趣旨からしてちょっと私は合点がいかないところがあります。これは全体的にそういうような考え方で今後やるのかどうかということも含めて、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

財政課長 この件につきましては、先ほど保健課長の方で申し上げましたが、たまたま委託しているのが診療所というようなことで、医師の確保とかいろいろなことで困難さが出ているそういう施設でございます。そうした中で受けてくださる先生方の方といろいろ調整をしたうえでやりました。この考え方を全施設に取り込むということではございませんので、診療所という特殊な部分での、ということでひとつお考えをいただきたいと思います。

宮田俊之君 今の中之島診療所の件とあともう1~2件ほど質問させてください。私は診療所の土地とか医療器具というのは市の財産だというふうに考えておるわけなのです。一診療所の方で高い機器のために600いくらですか、積み立てておくのだというふうに説明は聞こえたのですけれども、先ほどから地域医療という話がある中でそれぞれの診療所とか病院がある程度の役割をもって、こういう医療機器等は揃えていくべきなのではないかと思うのです。その辺の裁量も含めてお金を減額して、積み立てるお金を診療所の方に渡してしまうということは、私としてはちょっとおかしいのではないかなと思いましたので、今1点、医療機器も含めた財産といいますか、その辺の考え方、取り扱いについてもちょっと教えていただきたいと思います。

それともう1点すみません。47ページの、申しわけないのですが、消防団のこの活動服のことについて伺います。私も現場で実際やっている中でいろいろ聞かれるのですけれども、以前、広域事務組合のときに現制服のときに刺繍ではなくて 今までは刺繍でそれぞれ町の名前も彫ってあったのですが、その刺繍をやめてどこでも使えるように共通したかたちで取り外しができるマジックテープで活動をしておったわけです。

ここで合併補助金を使うということと、2,000万円という大金を、新たに統一されるのだから必要だという説明ではちょっと一貫性がないのではないかと私は思います。同じ2,000万円もあるのであれば、建物の耐震補強を含めて今少しまた違うお金の使い方もできるのではないかと思いますので、今までの統一された流れも含めてその2点を教えていただ

きたいと思います。

保健課長 中之島診療所の件でございます。議員ご指摘のように、中之島診療所の施設は市の施設でございます。それでそれを使って診療行為をやってもらう。その運営について指定管理者をお願いをしておるところでございます。当然、診療報酬等につきましては、施設の償却とかそういう部分も算定されていると思いますので、簡単にいえば家賃的な考え方ですけれども、それが運営上赤字であればさらにそこから多く負担を願うということはなかなかできないでいるわけでございます。けれども、幸いにして一定の黒字運営が成されておりますので、可能な範囲で市へその相当部分を負担していただくということで、この負担金を考えておるところです。

それで先ほどもちょっと若干、宮田議員さんの考え方がちょっとまだわからない部分があるのですが、私どもとしましては、先ほどの月に30万円、年に360万円というお話をさせてもらいました。ひとつの考え方といたしましては交付税で、診療所があることによって710万円参入されておりますので、360万円と合わせますと年に1,000万円くらいの収入になるわけです。その価格の設定の際、ひとつの考え方として20年で割ったとすると当初の2億円程度がそこらで回収できるかなというような観点等々もあって、ひと月30万円という協議の落としどころといいますが、というふうな経過もございます。

それから施設につきましては、基本的に今度は更新にあたっては可能なものは、先生の側といたしますか優真会 受託を受けている医療法人側でやってもらいたいというふうな考え方であります。ただ、それによって赤字になってまでやってくださいというわけにはなかなかまいりませんが可能な範囲で。

といたしますのは、ひとつはみんな市がやって黒字になりますと、その部分に対して法人に対して課税がなされるということで、当初はそれであればできるだけ市にいただいた中で何かの際にまた出していく方が、というような考え方もあったわけです。けれども、それですとまるきり経営ということに対する指定管理者としてのメリット、制度のメリットもあまりないかなという中で、今回途中で変えるということは確かにおかしい面も言われてみればあるわけですが、制度が発足時だということでお許しをいただきたいと。そういうふうな経過の中で、今回、より良いかたちにしていったというふうにご考えておるところです。よろしくをお願いします。

消防長 消防団員の活動服の購入費についてでございます。実は消防職員ならびに団員の服制の基準でございますが、平成13年3月に改正をされました。そうした中でまず消防職員の活動服等々を新基準に合わせて整備をさせていただきました。さて、消防団員の現在着ている活動服から新しいこの活動服にするには、やはり合併をしたときに整備するのがむだな投資にならないだろうということで、6年間あまり延ばしてきたわけでございます。

このたびこうした中で、では新たな財源が必要であろうということで消防団の幹部の皆さん方と協議をし、今年の19年度ポンプ自動車等々の更新を1年先延ばしにして それは更新計画の中でこれはだめだというものは予算計上して更新しますが 1年間、器械整備

を先延ばしにした中で財源を確保し、ここに新基準の活動服等を整備させていただくということですが、よろしくお願いいたします。

宮田俊之君 診療所の件はわかりましたが、もう一度ちょっと教えていただきたいのですが。普通は年間で契約して、例えばなのですが、市の施設でございますので今後、土曜日、日曜日とか、そういったところをまた新たに利用していったりとか、そういったところだとかいろいろ市の関与というものが、私はあってもいいのではないかなというふうに思うのです。

今の課長の説明では、1年間そっくり委託契約の中でお願いをしているのでと。その中でいくらか出たり入ったりというのがあるので、という説明に聞こえたのですけれども。もう施設とか建物は全部市のものなので、お願いしている業務と新たに市の方で関与できる部分というのは、私はあるのではないかなというふうに思うのです。そのために医療器具等を市の考えのもと、購入してもらおうという方が筋だと思うのですが、ちょっとわかりにくくて申しわけないのですが、そう思いますが、その辺はいかがなのでしょう。

保健課長 若干、ちょっと理解がすべてはできていないのですが。中之島診療所という公の施設でございますが、その管理全般をお願いするというのが指定管理者制度だと思います。一部の診療行為とかということになれば、またかなりその部分、その部分で細かく切ることも可能かと思うのですが、現状の中ではその施設の一番効果があがるような運営をしてくださいと、現在お任せするかたちでお願いするのが一番いいのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

岩野 松君 1点だけ質問します。41ページのほたるの里施設管理費という、120万円です。物件移設工事費と書いてありますが、説明を私が聞きそびれたのか、ちょっとわからなかった。私の中ではほたるの里というのは大月という概念でいたのですけれども、どこかへ移すということのあれなのでしょう。ちょっとそこからまずお聞かせください。

商工観光課長 この件につきましては、18、19の2カ年でこの道路改良が行われるわけですが、とりあえず18年分の支障物件、これを動かす内容でございます。木の伐採が10本。それからあそこに旧小学校の門柱がございますが、その一応撤去というかたちの部分でございます。以上です。

牧野 晶君 先ほどからやられている25ページの中之島診療所ですけれども。私は塩沢の議会議員のときから、早めに自分たちでやってもらう、今、経営しているあの人たちにやってもらえというふうな話をしていたわけです。年度の途中、年度の一番最後にきて、こういうような減額をするというのはちょっと私は理解できないのですけれども、今年度の売り上げというのは、要はそれほど経営が悪かったということか。そういうふうなのは見ておられるのか。

こういうふうな話が出て、要は経営者としてのうまみというか、また恒常的なものもあるわけですね。うまみを考えていきたいというふうな発言の説明もあったわけですが。それであればもう手放してしまえばいいのではないかな。もう指定管理者などというようなこ

とは言わないで、もう手放して自分でやってくれないかというふうに言っていく方がすっきりしていいのではないかなと思うのですが、その点の考え方はなかったのかどうかについて。

あとはもう一個、15ページになります。市税ですけれども、今年最後の議会にかかってくる補正予算なのですが、法人分とかあるわけですけれども考え方としてお聞きしたいのが、これはどこかで聞いていきたいなと思ったから。法人税とかの滞納についてちょっとお聞きしたいのですけれども、議員やら職員やら、あと市の関係する団体とかで、例えば滞納している人がいたりするのかなというのを、ちょっと聞いておきたいのですが。法人に限らず固定資産税や都市計画税やら何やらについて、市の関係する団体やあと議員、職員。これはやはり財政健全化計画でも収納率アップとかいろいろあるわけです。目標値があるわけですけれども、それに対しての考え方というのをちょっとお聞かせいただければと思うのですが。

保健課長 今回のやり方がより議員さんのおっしゃるような、よりお任せする方式になったというふうに私どもは理解しております。ただ、無料にするということになるとまたいろいろ問題もありますから、お互いに納得した協議の中での可能な額を、許されるならばちようだいをしていった中で、より経営については自由度を高めてもらうということで定額化をしていくと。

これは今後、段々古くなればいろいろな施設の維持管理費等もかかってくるかと思いますが、そうなるもまたその額について協議するということはあろうかと思えますけれども、まるきりここで売ってしまうというか、無償で譲渡するという方法も・・・(「無償なんて言っていない」の声あり)有償になると相手が買うかどうかということもあろうかと思えますけれども、考え方としてはそれがより指定管理者制度かなというような中で、より経営に対しては先生の方から自由度を高めてもらうという。先生の方もそういうご希望であったということで、今回定額化をしていったということに考えております。以上です。

税務課長 お答えいたします。滞納の件でございますが、市の関連というお話しですけれども、3セクまで含めるかがどうかがございますので、ちょっとはっきりお答えしがたい部分があります。市の職員については、少なくともそういうことは聞いたことがないのでおそらくないであろうと思っております。議員さんにつきまして、少なくとも現在の議員さんにおられるとは思っておりません。では、数年間お辞めになった方でいないかということになれば、あったかもわからないという程度でございます。

牧野 晶君 自分だったらどうしようなどと思いつつ質問したのですけれども。3セクを含めるというあれなのですが、3セクを含めて答えて欲しいという思いがあるのです。要は滞納があるのか、ないのか。

あとそれと、中之島診療所。何でこれを私が言いたいのか。年度の最後にきて何でこれが出てくるのかと、私は一番の疑問なのです。減額が。これだったら年度が終わってから新しくこういうふうな契約になったのでまた考えていきたいと思います。1年経たないうちにこれをしていくというのは、何を逆に課長は話しをしていたのか。指定管理者について、相手とどういう話をしていたのかという思いがあるのです。おかしくないですか。年度の途中ですよ、

年度の途中。しかも一番最後。まだこれが4月や5月で、これは経営に困ってしまうなというのではなくて、一番最後の最後にこれが出てくるというのは、課長、ちょっと打ち合わせが悪かったのではないですかと。それを言っているのですよ。そこで止めておきます。

税務課長　　ちょっと牧野議員に言い過ぎたかもわかりませんが、実は市の職員については住民税なり固定の担当者がある程度わかるから、これは、ということで自信がある程度あるのですが、3セクで例えば役員の方まで含めた場合、調べきれないというのが実際あるのです。(「3セクの役員は置いておいて、3セクの法人であるかないか」の声あり)そういう意味では法人そのものとしてないとはまでは言いません。(「では、あるのですか」の声あり)そういうふうにご理解いただいた方が正確でありますので、若干あるというふうにお答えをいたします。

保健課長　　ちょっと説明が舌足らずで申しわけございませんでした。1~2落としていました。まず経営についてでございますが、先生から頑張っていていただいておりまして、患者の数なども去年より増加をしております。収支状況もほぼ去年並みちょっと上回るような現在の額で推移をしております。

それからなぜ今の時期かということでございますが、今年の4月から指定管理者制度に移行したわけです。それで一番大きく変わりましたのは、従来は予算をとっておりまして、診療報酬は市でいただいて委託費として先生のところにお支払いすると。今年大きく変わりましたのは、利用料金制度になりましたので、診療報酬が直に先生のところに入ってそして先生の方で支払いもみんなやってくださいという中で、4月から実質的な経営を先生の方に新たをお願いをしたという経緯です。

それから指定管理者制度は契約といいますか、それを運営する上での基本協定を結んでやっております。そして最初にあれなのは、収支見込等で今まで動いていたわけですが、そういう中、その協定の中でこの負担金の部分ですが、年度末で経営状況を見て両方で協議して決定するという扱いになってございました。それで今の時点になってそれを決定しなくてはならないと。そういう中で今までの経験を踏まえ、その制度まで遡って今回見直しをさせてもらった。ゆえに今になったということをお願いしたいというふうに思います。

牧野 晶君　　どちらからもいきたいですが指定管理者の方からいきます。要は最後でどうでも合わせられるという考え方というのは、それで指定管理者の契約をしていたのですか、これは。この部分は。(「みんなそうです」の声あり)みんなそうなのですか。では、それ以上言っても仕方がない。

では、今度は市長に振りますけれども税の滞納の方。税の滞納は3セクについてあるというふうな、こういうふうな話が聞こえてくるわけですが、あるのかないのか、はっきり答えたような、答えていないようなで、あるというふうに私は受け取ったのですけれども。道義的責任として、もしあるようであればうまくないのではないですか。一般市民には、滞納なしよ、なしよと言っているけれども、第3セクターで滞納があるのであれば、誰が市に払うのですか。不公平ではないですかと私は思うのですが、そういう道義的責任。

3セクがある、ないなどと答えないでもいいですけども、考え方として私は非常におかしいのではないですかと。税の収納をアップするなんて言っているのですけれども、実際はやる気があるのですかというふうに、私はすごく思うのですが。この点、市長の考え方とあと、せっかくですと誰がいいかな。3セクを担当しているのは、収入役、監査で・・・市長だけでいいです。市長、よろしくお願いします。

市長 指定管理者の方はどこの指定管理者とも、当初決めておいて、もうそれで100パーセントということにはなっておりませんので。例えばスポーツ振興公社も最終的に、今は予算補正もちょっとしていますけれども、調整が入ります。そういうことでやっていますので、それは理解いただきたいと思います。

滞納の件についてであります。例えば3セクにあったとしましても、3セクそのものはいわゆる一人前の法人でありまして、それは責任があるかないかというのは、どこの企業であっても滞納しているというのはよろしくないわけでありまして。そういう面では、経営者に責任は当然あるわけでありまして。

ただ、市が出資をしている、いないということの問題だと思うのですけれども、そこに市の責任が及ぶということは私は考えておりません。ただ、3セクが破綻した場合については、市は出資分に依拠してか、いろいろ何らかのかたちで責任といたしますかそういう部分はあるわけでありまして。そのことについての責任はありますけれども、滞納しているとかしていないとかについて、市が今責任云々ということについてはちょっと馴染まないことだと思っております。

あるか、ないかということについては、私は存じておりませんので申し上げられませんが、そういうことです。いわゆるひとつの法人格を持っている部分でありますから、一般の企業とそういう面では同じ考えでありますけれども、破綻のときの問題についてはまた別の論議だと、そういうふうに思っております。

笹木信治君 1点お聞きいたします。身体障害者、それから知的障害者のいわゆる施設の支援事業です。ご承知のように、皆さんそれぞれの負担金よりもそこで働く収入の方が少ないというようなことから大問題になって、国でもこれを見直して支援事業を応援しようということでもあります。

本補正案でいきますと、17ページの歳入では国庫支出金がいずれも減額されているわけでありまして。歳出の方でももちろんしたがって減額になっています。これは何ていいますか、それぞれ決まりがあって、きっとそうむやみやたらに金があるからといって支出できるということではないと思いますが、それにしてもこの分野では、今は大変な状況にあるわけですね。これは予算オーバーして使い過ぎたというのなら話はわかるのだけれども、こう、軒並みに余っているというのは、どうも私は理解できないのですけれども。どういう対応をされているのかひとつお聞かせ願いたい。

31ページのその下の介護予防事業などもやはりそうです。これは介護に至らない、やはり介護に至る人たちを作り出さないということから大変重要な事業であると思いますが、こ

れも1,200万円くらいの減額になっています。これは在宅介護の家族手当なども230万円くらい。それから緊急通信などは440万円くらいが減額になっているのですが、こういうのは、それぞれ大体皆さんは現状をご覧になって、これくらいの申請があるだろう、これくらい必要だろうということで当初予算を組んできていると思うのです。どうしてここにきてこうなって減額ということになるのか。そこをひとつお聞かせ願いたいと思います。

福祉課長 今回の障害者の関係の補正につきましては、本年度は10月から支援法のサービスが開始されたというふうなことで、年度途中での切り替えになったわけでございます。その前は支援費でサービスを提供していたわけですが、その見込みというか清算の見込みがなかなか12月の段階ではできなかったということで、本来からいけば12月の段階でぱっと切り替えればよかったです。それから国の方の補助金の額も確定しないという状況があって、この3月にきて大幅な減額補正になったというふうなことでございます。

自立支援法の方もそういったことで年度途中ですし、制度自体も今回初めてスタートするというふうなこと。私どもも足りないような予算は組めないということで、強めといいますか、サービスはそういった不足のないようにという思いもあって、予算を組ませていただいたということです。そういったダブってサービスが利用できるようなかたちの期間があったというふうなことで理解いただければと思います。

19年度からはすべて支援法のもとのサービスになりますので、予算の方もすっきりしますし、ある程度そういった重複の部分というのは解決できると思います。ただ、19年度においてもサービスの利用がどの程度定着するのかというのは不安といいますか、見通しが立たない部分がありますので、また19年度の年度末になったらこういった状態をお願いせざるを得ない場合も考えられますが、そういったことで18年度は特に制度が途中で変わったということをご理解いただきたいと思います。

それから31ページの介護予防のいろいろなサービスを今、提供しておりますが、この要介護の高齢者家族手当につきましては、当初200人くらい予定をしていたのですが、実際には122人というふうなことで、対象者が該当者があがらなかったというふうな状況でございます。

これは私ども、介護度についても今まではこの部分がちょっとはっきりしなかったのですが、ルールをきちんと決めまして介護4、5というふうなことで統一をさせてもらったので、人数が減ったというふうなことです。それから緊急通報だとか、その下の寝具の乾燥だとか、紙おむつだとか軒並み減額になっております。それぞれどうしても必要な方に提供しようということで、現場のケアマネの皆さんの意見だとか、民生児童員の皆さんの意見を聞きながらある程度候補者を絞って対応させていただいた結果が、こういった結果になるのではないかなというふうに思っています。

どうしても予算の部分ではある程度強めに、予防が強くなるのではないかなというふうなことでスタートするものですから、年度末でこういったかたちで整理させていただいていると

いうふうな状況でございます。

　　笹木信治君　　確かにおっしゃるとおりだと思うのです。自立支援法の支援については国民的な運動がありまして、政府も重い腰を上げたわけですがけれども、何せ年度途中でありますから行政の皆さんは対応するのに非常に苦慮されたと思うのです。しかしやはりここは私も社会厚生委員会で現地を回っているいろいろお話し聞くには、本当に大変なのですね。やはりそこは本当に皆さんが万難を排して120パーセント応えてやるという構えにならないと。私はここで減額などという予算の締めくくりの仕方というのは、本当に納得できないと思うわけでありまして。これはしかし、お話はわかりました。対応しきれなかったということではありますが、しかし、ぜひこれは現場の方々の要望に応えるかたちでひとつお願いしたいと思っております。

　　それから介護予防ですが、当初200人を予定して120人に対応というのは、半分ちょっとということになると、私はこれはやはり基準が厳しすぎるのではないかと。基準があって、対応の仕方でも違うのですよね。一定の運用基準があっても、職員の皆さんがそれぞれ誰でも同じような対応とならないので、対応の仕方でも違ってくると思うのですけれども、これはもう少し基準を緩和してやはりより多くの皆さんに該当するような方向にもっていかないと。

　　ともすると財政が厳しい、厳しいということが口癖のように前面に出てきまして、すべて絞り込むことがベターだというような考えになりがちなのですけれども。私はこの福祉の分野ではそうした考え方ではなくて、本当にやはり皆さん頑張って、お年寄りや子どもの場合、それから身障者の場合などは、本当にその立場になってひとつやってもらいたいと思うわけです。そういうお考えがありますかどうか。ひとつもう1回お願いします。

　　市　　長　　前段のことについては課長の説明のとおりであります。後段の家族手当と申しますか。これは笹木議員もご承知だと思いますが、発端と申しますか制度ができたのは、私は六日町におりましたのでよくわかりますけれども、介護保険とかそういう概念など全くない時代から要は特養とかそういうものはありました。そういうところに入居もできない。本当に家庭の中で大変な面倒をされているという皆さん方に、年に1度くらいちょっと気を晴らして例えば旅行に行ってくるとか、そういうことの手助けにということで始まった制度であります。

　　ところが、こういうふうにして時代が変遷してきますと、介護保険制度ができ、あるいはその認定制度ができそういうことになってきますと、では、そのすべての方にそういうことでいいのかということも出てきたわけでありました。4、5と申しますと、これはもう家庭の中で介護していただくにしても本当に大変なことであります。3だから大変ではないということではありません。この内容によっては若干大変だかもわかりませんが、そういうことも含めてどこかでやはり基準を置かないと。ただ、若干障害と申しますかそういうものがあるからそういうことだということにはやはりならないという思いから、先ほど課長が含めましたように、4、5というかたちでさせていただいたということでもあります。

ですので、障害者の皆さんも含めまして、こういう皆さん方を切り捨てるとかそういうことは全くありませんし、1、2、3の皆さん方も介護予防も含めてこういう制度が非常に充実してきておりますので、そういう面でのケアの方にきちんと力を入れてやっていければ、そう大きな不満も出ないのではないかという判断でございましたが。また、それぞれ受け取る考え方も違うかも知れません。また何かありましたらお知らせいただきたいと思います。一応そういう考え方のもとに基準を設けさせていただいたということであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第3号議案 平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第4号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笛木信治君 お聞きします。介護保険事業は非常にメニューが多いわけですから、皆さんそれぞれパンフレットをもらったくらいではなかなか事業の中身というのが理解できない。やはり利用するという点では遅れてくるわけで、分けてもこの新しい事業は特にそうすけれども特定高齢者などは これ実は私は一般質問でもやろうと思っていますのであまりここで言いませんが これ本当は本気で取り組むと介護保険会計は本当に改善するわけです。

新潟日報などのシミュレーションだと本当に介護保険料がこれに取り組んだと取り組まないでは倍くらい違うというふうに出ています。これはやるべきなのですが、この補正予算案からいうと、全く殆どやられていないというような状況ですよね。そう言うと、課長は怒るかもしれないけれども。当初5パーセントくらいの特設高齢者を見込んだわけですが、これが1パーセントにも満たないお年寄りしかまだピックアップができていないということですから、お金が余るのも当然ですけれども。

私はただちに余ったからどうこうと言うわけではありませんが、これはやはり本気で取り

組んでいくということが、元気で老後を送れるお年寄りを一人でも余計にするということでも大事なのです。そういう点でひとつ考え方をお聞きしたいのですが、本当にこの介護保険事業の位置づけとしてこの介護予防の事業というものを皆さんどのように考えておられるのか。そこをひとつまずお聞かせ願います。

福祉課長 先ほど申し上げましたように、特定高齢者の把握につきましては、全国的に思ったような数字があがらないという状況で、国の方でも新年度からチェック表が25項目ほどあるのですがその中の該当する項目、例えば今までこの3項目に該当になったら口腔のケアをなささい、この部分に該当になったら筋力向上トレーニングをなささいという、そういった何点かここに該当したらというハードルがあったのです。それを若干緩和していこうというふうなことで、今、国の方では準備しているようです。私どもはそういった状況を国のまた動向等を見ながら。

もうひとつ私どもは、どうしてこうなったのかと今、いろいろ検討しているのですが、なかなかサンプルがあがってこないという状況の中で、決定的にここが原因だというのがわからない部分もあります。引き続きサンプルを集めながら18年度の検証をしていきたいと思っております。4月からは福祉課の方に保健士の参事が 今まで係長兼任だったのですが専門の参事がつくようになって 今予定されておりますので、そういったところで総括的な評価、検証を進めて効果の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

笹木信治君 お話はわかりましたが、本当にメニューの多い事業ですので、これは単に広報で流すという程度ではなくて、介護のお年寄りを抱えておられる家庭にその内容についてきちんと説明して、やはりそれぞれに合った介護支援を受けるというふうな体制づくりが大事だと思うのです。

特定高齢者については、本当に新年度からの取り組みが求められておりますが、国の基準は基準としても、本当は市でもこうしたお年寄りだとこの程度の人だというようなおおよその目安をもちながら、やはりそうしたお年寄りを掘り出していくと。一人でも元気のお年寄りを作っていくという構えが必要だと思うのです。今ほど課長さんのお話がありましたので、答弁はいりません。あまりやっていると一般質問でするところがなくなってしまいます。そういうわけでぜひ、特にこの介護保険事業はひとつそういう中で本当に気を入れた取り組みをお願いしておきます。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第4号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第5号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

市民課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第5号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、第6号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

下水道課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

和田英夫君 先日、下水道の機械と申しますか調子が悪くて、ある市民の玄関先で吹き出っていたわけでありまして。今度は19年度から職員体制が変わってくるわけですが、私が言いたいのは、水道とか下水道のトラブルのときのいわゆる職員の緊急体制。もちろんそのと

きは私も電話をもらって行ったら、請負業者の緑水工業さんは以外と早く来ましたが、市の担当はちょっとゆっくりのようだったわけであります。それはそれでいいわけですが、新しい本庁舎方式の中での、全部皆さんが向こうへ行くわけですから。あとはそれは市民センターということですが、そういう危機的なトラブルのときにその辺を十分その体制の中で配慮されるのか。そういうトラブルはそう起きないと言いながら、実際起きて市民の玄関先、ある集落・町内のが溢れているようなことがあってはうまくないわけですから。新しい19年度に向けてのそういう体制、そういうのはどのようにとられているのか、ちょっとお願いしたいと思います。

下水道課長　　まず和田議員の言われました、マンホールポンプが故障しました。停電しまして水があがったと、汚水があがったということでございました。大変申しわけなくございます。

緊急体制につきましては、私ども日頃、維持管理の業者がございまして。その中で24時間体制をとっているということでございまして、基本的には処理場、委託業者等々の中の緊急体制をとっていますし、また事務の方の担当者等と私どもについても全部緊急連絡体制の網図そういうものを作っておりますので、それに対応しているということでございます。

そうした中で、基本的には区長さんを始め、もし何かがあったときに区長さんから私どもなり処理場なりに連絡いただければ、すぐに対応していきたいということでございます。その辺を含めて、区長さん方にちょっとお話しをさせていきたいというふうに考えております。19年度につきましても、畔地に行くわけですが、その辺については畔地に行っても大和庁舎にいても同じでございますので、その辺も今までどおりの緊急体制をしいていこうという考え方をしております。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。

第6号議案　平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第22、第7号議案　平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

水道課長（説明を行う。）

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第7号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第8号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

大和病院庶務課長（説明を行う。）

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけ聞いてみたいのですが、資金的収支の中で101万1,000円につきましては、過年度分損益留保資金で補填というようなこと これはいつもなのですけれども で補填するということなのですが、この資金というのは現在どのような状況というか内容になっているのか、ちょっと教えてもらいたいのなのですが。

大和病院庶務課長 かなり資金が少なくなっているような状況でございます。ようするに運用資金等でも、また後で新年度の予算の中でまたちょっと取り組みたいと思っていたのですが、一時借入金も現在6億円くらいにはのぼっておりますのでかなり厳しいような状況でございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第8号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時20分といたします。

（午後3時00分）

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

（午後3時20分）

議 長 日程第24、第10号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 （提案理由の説明を行う。）

市民課長 （説明を行う。）

議 長 総括質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議 長 ただ今議題となっています第10号議案は社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議 長 日程第25、第11号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 （提案理由の説明を行う。）

福祉課長 （説明を行う。）

議 長 総括質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議 長 ただ今議題となっています第11号議案は社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議 長 日程第26、第12号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 （提案理由の説明を行う。）

市民課長 （説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今議題となっています第12号議案は社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議長 日程第27、第13号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

下水道課長 （説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

中沢俊一君 平成25年完成ということでも力を入れてもらって、大変評価できるわけですが、参考までに18年度末の普及率。それからまた年次ごとの目標普及率あたりがわかりましたらお願いします。

下水道課長 まず普及率でございますが、18年度末につきましては、まだこれから3月末ではじくところでございます。そうした中で17年度末でいきますと普及率が78.2ということでございます。大体2パーセントから3パーセントの上昇ということで、前年度は3.3パーセント上昇していますので、本年度もそれなりの伸びが出てくるということで考えております。

そうした中で、毎年今後は3パーセントほどの上昇になっていくだろうということでございます。基本的には25年度まで下水道事業費だけの予算でございますが、20億円ちょっと、21億円から22億円ということで年次計画を立てております。それくらいにしないと25年度までには完了できないという見込みでございますので、そういうかたちで進めていきたいというふうに思っております。

笹木信治君 ひとつお聞きします。25年完成を目指すということでそのことに変更はないようです。しかし、工事費は事業費が若干落ちているということではありますが、それでもこれは55億円ですか。これはやはり市の事業の中で実質公債費比率を押し上げている大きな要因になっているわけです。お考えがあってやっておられることで、私ごときが心配することではないと思いますけれども、これは25年を目指してやっていく中で他の事業との関連では、これをこのままやっていって当初の目的、いわゆる適正化計画、市の批准率の適正化計画。これはやはりきちんと達成できるという考えの上に立ってこうやっておられるわけでしょうか。その辺をひとつ。

市長 実質公債費比率の数値が出て、その前に財政健全化の5カ年計画を作成したわけでありまして。その際にも、当然ですがこの下水道部分というのは一番検討しなければ

ならない事項でありました。それぞれきちんとした検討を重ねまして、大体年額、投資額で20億円から21億円前後やっていって25年度完了という目標。財政的にもこの範囲であれば十分耐えうるということで判断をさせていただいて、22年と25年の完了目標については変更してございません。

当然ですけれども、先ほど課長が触れましたように平準化債等、これらは若干いわゆる下水道債が増えるわけですが、後年度にちょっと送りますが償還年数が長くなったりそういうことを活用しながらの対応でありますけれども、十分対応していけるというふうに判断をさせていただいて、今ほど申し上げたとおりであります。

和田英夫君　今ほどの関連ですが、この辺はちょっと素人ですから。いわゆるその平準化債を借りるということですが、公債費の適正化計画では、新規借入が19年度は14億円くらいの計画。返す方は返す方で、今のこの予算書では返す方の金額は一応この計画に非常に近いわけですが、新規借入がこの計画の中よりは4億円ほど多くなっている。それが今ここで言った先送りするような借金で実質的に償還はする、いわゆる適正化計画のまとめたものと違いがないというふうな受け止め方でいいのか。新規借入の額がちょっと計画より増えているものですか。

下水道課長　財政健全化計画に出した下水道計画は、まず事業費的には私が言ったそのおりの考え方しております。ただ、平準化債だとか特別分という起債があるわけですが、その辺の今は国の制度では平準化債の拡大分、未了分ということでいろいろ起債があります。その後その計画自体にそれが永久に続くというまだ確約がない中でございますので、財政健全化計画を提出したときにつきましては、その平準化債については借入部分の半額しか見ておりません。

その後、19年度になるとまた前年度に国の方から平準化債100パーセント借りられるとかそういうものが来ますので、そういうかたちの中で19年度予算を編成したということでございます。

そういうことでございますので、平準化債につきましてはの拡大分、未了分というのは、当然現在の起債を、今年度起債を借りたその返済を平準化債で借りて、その返済分を借りるわけですが、借りて送っているという事業制度でございますので、当然、財政健全化計画のときについてはこれが永久に制度があるというふうに判断できませんでしたので、半額だけは借入ができるだろうと。あとの半額については計画には見ていなかったということでございますので、その辺の当初の予算が違っていると。

和田英夫君　では財政課長、要するにその借金の処理は私は素人ですからわかりませんが。いわゆる財政健全化計画、公債費の負担、適正化計画にあくまでも沿ったかたちで、今年19年度はちょっと4億円なり・・・今の説明では予算的には増えているのですね、新規借入が。しかしよくわからないが、特にその計画に沿って大丈夫、行けるといえるのか、公債費負担適正化計画を立ててはみたがそれはこちらへ置いて、いわゆる下水道これは始めたら若干増えたがやむを得ないという認識でいいのか、その辺を。

財政課長 平準化債の取り扱いでございますが、これは県の方からいろいろ説明会の折に言われるのですが、私どもは三位一体改革から財政運営上、国の方に絞られてなかなか大変だというようなことで、何とか交付税もそうしたのものも、財源確保に県たるもの頑張ってもらいたいということなのですが。県の方からは、そういうことで平準化債そういう制度を作ったのだから、借り入れが少ないとかえってまた将来的にそういうところが減らされるので、極力そういう制度に乗ってこれも使って、さらにまた財政運営が苦しいのでというそういう声をあげてもらいたいというようなことを反対に言われているわけです。

そういう状況もありまして、そういう制度も・・・(「何じゃないがそういう計画どおりにやれるのかどうか」の声あり)・・・そういうことでさせてもらっています。それから今のところ一般会計の方が出ておりませんが、健全化計画では一般会計の方が主体になりますので、一般会計の事業費が今年度ちょっと伸びておりますが、そういうようないろいろな状況の中で相対的に見まして下水道の方はそういうことで若干増えていますが大丈夫だろうと。ただ、一般会計を含めた全体的な中では、若干今までは広域連合とかいろいろなものを抱き込んでありますので、19年度でシミュレーションをし直して、さらにその中では適正化計画も健全化計画も見直す点が出ればまた見直していきたい。こういうことです。

中沢一博君 今、国の方で人口5万人以上は上下水道、全国の会長さんですか、ではなくて違いました。すみません。下水関係ですけれども、そういう部分で下水はただ全部引くのではなくして、そういう部分で簡易下水浄化というかたちで今考えていられるというふうに私も聞いております。その面からしてわが市は6万3,000人なわけですけれども、それに対して見直し等は今考えておられるのか、またあるのか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

下水道課長 まず下水道につきましては多額の事業費がいるということの中で、私どもはその地域の特性にあった下水道集合処理がいいのか、浄化槽整備がいいのかということで考えております。旧大和、旧六日町につきましては、当初計画といたしますか今までどおりの考え方の中で、浄化槽の部分、それと公共の集合処理部分ということで整備をする予定でございます。また塩沢地区につきましても、特環の公共でやる部分と浄化槽でやる部分というのは出てきます。そうした中で、ある程度延長が長くてとても下水を持っていくのについて費用がかかるところについては、浄化槽で整備するようなかたちで検討していきたいというふうに考えております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今議題となっております第13号議案は産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議長 日程第28、第14号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

商工観光課長（説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

関 昭夫君 指定管理者の議案を審議していたときに、これこそ一番指定管理制度に合うのではないかと質問をさせていただいたところ、市長は考えがあるのだということであつたわけです。その内容についてはそのとき伺いませんでしたけれども、こうやっていくとこれをいつまで続けていくのかなと、このかたちでのものをどう考えていくのかなという部分がありますので、あらためて内容まで踏み込まなくてもいいですけども、いつ頃をめぐりにどういうふうに移していきたいのだということがあれば、お聞かせをいただきたいと思ひます。

市長 実は18年度、今の年度であります、この当初といひますか春先に地元の皆さん方とそれぞれ相談に入ります。19年度いっぱいをかけてこの方向をきちんと出そうということでありまひす。できれば地元の皆さん方が、あそこでいろいろ事業展開をされていひる皆さん方が、その指定管理者制度に則つて管理をしていただくのが一番ベターだと思ひておひりますが、それぞれまた地元の方もご都合がございませうので、それは地元の方にお任せするとして、一応19年度中に結論を出してできれば20年度から何とかそういう方向に持っていきたいと思ひであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませひんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めまひす。よつて、総括質疑を終わります。

議長 ただ今議題となつていひます第14号議案は産業建設委員会に付託まひすので、審査をお願いまひす。

議長 日程第29、第15号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計予算を議題といたしまひす。

本案について提案理由の説明を求めまひす。

市長（提案理由の説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませひんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めまひす。よつて、総括質疑を終わります。

議長 ただ今議題となつていひます第15号議案は、社会厚生委員会に付託まひすので、審査をお願いまひす。

議長 日程第30、第16号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたしまひす。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

水道課長（説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

牧野 晶君 以前、後ろのちょっとおっかない諸の一般質問で、漏水についてあったと思うのですが、19年度から見直しをしていきたいというか、18年度中に漏水についての見直しをしていくというふうな答弁があったと思うのですが、それについてどういうふうな動きになったのか。あとこれはまた後でまたやりますのでここでまず。

水道課長 お答えいたします。18年度で見直しするというので、見直しの決裁を得ております。通常は2分の1、要するに漏水した量の2分の1を減免しようということ考えて今までもやっているとおりでありますが。特に冬季間、これはやはり冬季間は検針いたしませんので、一応、2分の1を3分の2程度の減免をしようと。3分の2だと割り切れませんので、66.7というような半端になりますので、70パーセントを減免するというので、3割の負担をしていただくというようなかたちで決裁を得て、4月1日から夏場は2分の1で変わりなし。冬季間は7割の減免をするということで、4月1日から実施ということになっております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今議題となっております第16号議案は産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議長 日程第31、第17号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

大和病院庶務課長（説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。非常に心配な話をちょっと聞いたものですから。基幹病院が当然影響するというふうな中で、市は大和病院に一次医療までまかっていたきたいというふうなお願いをしました。それを特別委員会の中でもそういうふうな話で話したわけです。けれども、そのことに対して斎藤院長がなかなかあまりいい感触を持っていないというか、いい印象を持っていないというような話を漏れ聞いたのですが、今度、院長が替わられて名誉院長となって医師確保も専門にやられるわけですが、自分であまりふさふさしないところに医師を見つけるというのは、なかなか大変かなというふうに思っているわけです。院長はそのことに対して本当にどういうふうな感想を持っているか、ちょっとお聞きいたします。

大和病院庶務課長　これは推定とか推測の部分もございませぬけれども、院長は基本的には基幹病院と、それから大和病院等は共存すべきであるという考え方を持っております。ただ、基幹病院の概要がまだよく出ておりませぬ。県の方から示されておりませぬので、したがって共存するという事は例えばその基幹病院の概要が出てみないと、ではそれに対してどうする。同じようなことをやっても非常に困るわけでしょうし、あるいは片方ないものがあるれば、それはやはりきちんと一方ではやっていくということも必要でしょうし、その辺をきちんと見極めてどういう内容でやるかということがひとつのポイントになると思います。

もうひとつはやはり医師確保の問題だと思えます。医師をどういうふう確保するかというのもひとつ　これは基幹病院の医師もそうなのですがそれは別にして、では例えば大和病院の医師をどういうふう確保するか。あるいは今いる医師をどういうふう逃がさないようにつかないでおくかというのもひとつの大きな問題だと思っております。

それで、基幹病院の方も早くて出来るのが5年後だという話を県の担当から伺いました。そうしますとその5年間というのは、今までの医療の体制、供給というのはやっていかなければならないわけですので、多分、院長もその辺に非常に気を使っておられて、そういういろいろなことを考えながら自分のお考えを言っているのだと思えます。以上です。

笠原喜一郎君　今、課長が言われたことが本当であれば、私は心配をしての発言だというふうに思って、よくいい方に解釈をしたいと思えますけれども。市長あれでしょうか、ワーキングチームですか、六日町病院等のワーキングチームの中で、それは公式の場で発言をされたのか、あるいは終わった後の中で発言をされたのかそこまでは私はきちんと聞きませんでしたけれども、ただ、非常に市あるいは委員会がそういう方向を出して県の方に持って行ったということに対して、なかなか院長とすればいい印象を持っていないというような話を聞いたものですがけれども。市長は院長と多分時々会われていると思えますけれども、その辺どういうふういい方向に持っていか。ちょっと聞かせてください。

市長　公式的といいますか、私と会っているときに公式とすればまた公式、あるいはワーキングチームのなかの発言が公式とすれば公式であります。斎藤先生そのものは、この基幹病院構想につきましてやはり疑問といいますか、まず医師確保の件について新大と県はああいう連携を進めてという、ここに非常にひとつ疑問を持っております。

それから我々が特別委員会の皆さん方からもご意見をいただいた中で一次診療も含めて基幹病院で運営してくれということをお県にあげた、そのことについても斎藤先生そのものは不快感とかでなくて、本当にやっていけるのかと。そういう疑念は持っていらっしゃいます。そういうことは先生とよく話をしますので特別、例えばその方向にいくから先生が徹底的に反対をしていくとかということではありません。方向としては県の方の、まだ確定的な部分ではありませんけれども一次診療については相当やはり小出病院といいますか魚沼地域の皆さんとの整合性もあって、いわゆる門前診療といいますか、そういう方向もやはり相当検討しなければならないというような内容の話も若干きておりますので。どちらへ行くかは別に

いたしまして、どちらになっても特別斎藤先生がそのことにこだわって今後の病院運営に支障が出るとか、医師確保に支障が出るとかということにはならないというふうに思っております。ああいう方ですので、率直にそのときぱっと思ったことをぱんぱんと言いますので、それらは十分私も意見交換をしながらきちんと対応しておりますので、そういう面でのご心配はいらぬのかなというふうに考えております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今議題となっております第17号議案は社会厚生委員会に付託しますので、調査をお願いします。

議長 日程第32、第18号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第18号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第33、第19号議案 南魚沼市行政改革推進委員会条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

和田英夫君 これは呼び方でちょっと統一性が欠けているのかなという気がしまして質

問するわけであります。例えば7ページの南魚沼市公民館東分館というのは、実質的にはおそらく東の開発センターだと思うのですが、どうせならこういうものはこの際ひとつの名前に統一というような気がするのですが、これは何か問題があってなのか。ひとつの建物に看板が2つあるということであるとするならば、という気がするわけですけど。

社会教育課長 公民館の分館の関係のご質問だかと思えます。この件につきましては東分館に限らず、浦佐の分館も同様にいわゆる分館そのものの専用の建物ではございませんで、施設の中に共用といいますか一緒に入っているというかたちのものでございます。例えば浦佐ですと働く婦人の家というところに浦佐分館が入っていると、こういうかたちになってございますので、看板は2つ掛かっているというかたちでご理解いただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第19号議案 南魚沼市行政改革推進委員会条例の一部を改正する等の条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

議長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は3月12日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時42分)